

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年2月21日(月) 13時15分～14時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

高温ガス炉研究開発センター高温工学試験研究炉部 次長 他 10名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年12月16日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書(以下「本申請」という。)について、令和4年2月10日の面談における原子力規制庁からの指摘への回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、以下の点を指摘した。

○政令第41条の該当施設から非該当化するから、全ての消火設備を削除して差し支えないと判断したとのことであるがたとえ非該当施設であっても、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第4条第1項に規定する火災等による損傷の防止を図るための必要な設備を設ける必要がある。

○この指摘を踏まえ、必要な消火設備について、再度説明すること。

(3) 原子力機構から、原子力規制庁の指摘を踏まえ、必要な消火設備を精査した上で、補正にて対応する旨の発言があった。

#### 6. 提出資料

- ・ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)に係る核燃料物質使用変更許可申請書へのコメント回答